

石狩市空き家利活用促進制度

【Q&A】

Q：既に空き家を購入した場合は助成を受けられますか？

A：交付決定後に購入される空き家が対象になりますので、助成対象外になります。
ただし、H28.5.10～H28.6.30 までの期間において売買契約された空き家については、助成対象となる場合があります。

Q：空き家を購入（税抜き 25 万円以上）したいのですが、空き家情報は公表していますか？

A：石狩市内空き家情報をホームページ上で公表しておりますが、件数は多くありませんので、宅建協会や不動産業者などへお問い合わせいただくことをお勧めします。

Q：リフォーム（税抜き 25 万円以上）をする場合の市内事業者の本店・支店等には、営業所も入りますか？

A：営業所や出張所など名称にかかわらず、市内事業者であれば対象となります。

Q：25 万円の空き家購入費に上乗せされる、改修費用の 25 万円の助成を受けた場合は、他のリフォーム補助制度は活用できますか？

A：他の制度を活用する場合は、その補助対象となるリフォーム工事費から本助成の対象となるリフォーム部分の工事費 25 万円分を控除する必要があります。詳細は、他のリフォーム補助制度の窓口にお問い合わせください。

<主な補助制度>

| 制度名 | 所管・担当 | おもな概要と取扱い |
|-----------------------------------|---------------------------------|---|
| すまい給付金 | 国:国交省 すまい給付金事務局 | 消費税8%で中古・新築住宅を取得した場合に、最大 30 万円を助成(個人間売買は除かれます) |
| 省エネ住宅ポイント | 国:国交省 省エネ住宅ポイント事務局 | 本制度には国費が含まれており、併用できない可能性もありますので、御確認願います。 |
| 石狩市木造住宅耐震診断費補助事業 | 市:建設指導課 | 木造住宅の耐震診断を行う市民に対し、その費用の一部に補助金を交付する事業 |
| 石狩市木造住宅耐震改修費等補助事業 | 市:建設指導課 | 木造住宅の耐震改修等を行う市民に対し、その費用の一部に補助金を交付する事業 |
| 石狩市高齢者等住宅改修費補助金 (バリアフリー改修費補助金) | 市:建設指導課 市:福祉総務課 | バリアフリー改修工事で、租税特別措置法第41条の19の3第1項第1号に規定する改修工事 |
| 長期優良住宅化リフォーム推進事業 | 国:国交省 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局 | リフォーム工事前に住宅診断(インスペクション)を行い、その後一定の基準を満たした住宅性能向上のための工事を行った建築主に対し、その費用の一部に補助金を交付する事業 |

Q：25 万円以上の改修費用についてはどのような内容でもいいですか？

A：市内事業者を活用し、建物に関連するものであれば内容は問いません。(車庫や塀、舗装、融雪槽などの外構工事は除きます)

Q：賃貸の場合は助成を受けられますか？

A：購入に対する助成になりますので、賃貸は対象外になります。

Q：別荘として使用する場合でも助成は受けられますか？

A：3年以上居住していただくことが条件になりますので、別荘のように季節的に使用する場合は対象外となります。

Q：未入居の新築物件は対象になりますか？

A：前入居者が転居され、空いている住宅を対象にしているため、未入居の新築物件は対象外になります。

Q：改修、改築に建替えや増築は含まれますか？

A：空き家を購入後に建替える場合や増築する場合は対象になります。

Q：創業する場合のコミュニティビジネスとは、NPO法人だけが対象ですか？

A：NPO法人および一般法人または地方自治法により認可された地縁団体が対象となります。

Q：お店だった空き家を買う場合は対象になりますか？

A：住宅を対象にしていますので対象外になります。逆に、住宅を買ってコミュニティビジネスを創業する場合は対象になります。

Q：申し込みが多い場合は抽選になりますか？

A：予算の範囲で、交付申請の先着順に決定をします。

Q：土地を借りて、住宅だけを購入する場合は対象になりますか？

A：土地は賃貸で、住宅のみを購入する場合も対象になります。

Q：個人売買は対象になりますか？

A：個人売買も対象となります。

Q：交付申請の受け付けの締め切りはいつになりますか？

A：助成額が予算額に達した時点までとなります。

Q：交付決定時に25万円で申請していたものを、途中から50万円に増額はできますか？

A：交付決定額が上限となりますので、途中からの増額はできません。

Q：交付決定時の申請者が、実績報告時に他の者に変更になった場合にも助成されますか？

A：申請者の親族への変更の場合については、住民票を確認のうえ、助成いたします。

Q：交付決定時の空き家が、実績報告時に別の空き家に変更になった場合にも助成されますか？

A：当初の交付申請を取り下げいただき、あらためて交付申請をしていただく必要があります。

Q：「都市計画法その他関係法令の規定に適合していること」とはどういう場合ですか？

A：市街化調整区域内の空き家に、権利のない方が住む場合などは、適合しないケースとなります。

構造上の問題等では、付属車庫が地域に応じて外壁後退距離の規制を満たしていない場合や落雪により周辺への危害の恐れのある場合など、誓約書を提出のうえ、完了実績報告までに是正をしていただくことで助成の対象となる場合もあります。

Q：申請をする場合の納税証明書はいつのものになりますか？

A：交付基準日の前年分の納税証明書になります。